

行政書士法

第1章 総則

《章名追加》平 15 法 131

(目的)

第1条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とする。

《追加》平9法 084

《改正》平 13 法 077

(業務)

第1条の2 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。

《改正》平 14 法 152

《改正》平 16 法 150

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第1条の3 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

1. 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。)に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為(弁護士法(昭和24年法律第205号)第72条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。)について代理すること。
2. 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。
3. 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

《全改》平 13 法 077

《改正》平 20 法 003

第1条の4 前2条の規定は、行政書士が他の行政書士又は行政書士法人(第13条の3に規定する行政書士法人をいう。第8条第1項において同じ。)の使用人として前2条に規定する業務に従事することを妨げない。

《追加》平 15 法 131

(資格)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、行政書士となる資格を有する。

1. 行政書士試験に合格した者
2. 弁護士となる資格を有する者
3. 弁理士となる資格を有する者
4. 公認会計士となる資格を有する者
5. 税理士となる資格を有する者
6. 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。)又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が通算して20年以上(学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者その他同法第90条に規定する者にあつては17年以上)になる者

《改正》平 11 法 087

《改正》平 11 法 104

《改正》平 14 法 098

《改正》平 15 法 119

《改正》平 17 法 102

《改正》平 19 法 096

(欠格事由)

第2条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。

1. 未成年者
 2. 成年被後見人又は被保佐人
 3. 破産者で復権を得ないもの
 4. 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから3年を経過しないもの
 5. 公務員(特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員を含む。)で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
 6. 第6条の5第1項の規定により登録の取消しの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
 7. 第14条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
 8. 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、弁理士、税理士、司法書士若しくは土地家屋調査士の業務を禁止され、又は社会保険労務士の失格処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から3年を経過しない者
- 《追加》平 15 法 131
《改正》平 17 法 102
《改正》平 20 法 003
最初

第2章 行政書士試験

《章名追加》平 15 法 131

(行政書士試験)

第3条 行政書士試験は、総務大臣が定めるところにより、行政書士の業務に関し必要な知識及び能力について、毎年1回以上行う。

《全改》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

2 行政書士試験の施行に関する事務は、都道府県知事が行う。

《全改》平 11 法 087

(指定試験機関の指定)

第4条 都道府県知事は、総務大臣の指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、行政書士試験の施行に関する事務(総務省令で定めるものを除く。以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

【則】第2条

《全改》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

2 前項の規定による指定は、総務省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

【則】第2条の2

《全改》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

3 都道府県知事は、第1項の規定により指定試験機関に試験事務を行わせるときは、試験事務を行わないものとする。

《全改》平 11 法 087

(指定の基準)

第4条の2 総務大臣は、前条第2項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、同条第1項の規定による指定をしてはならない。

1. 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
2. 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
3. 申請者が、試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

2 総務大臣は、前条第2項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の規定による指定をしてはならない。

1. 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
2. 第4条の14第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者であること。
3. その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

ロ 第4条の5第2項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して2年を経過しない者

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

《改正》平 18 法 050

(指定の公示等)

第4条の3 総務大臣は、第4条第1項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

2 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

【則】第2条の3

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

3 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

(委任の公示等)

第4条の4 第4条第1項の規定により指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)は、その旨を総務大臣に報告する

とともに、当該指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該試験事務を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定試験機関に試験事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

- 2 指定試験機関は、その名称、主たる事務所の所在地又は試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは、委任都道府県知事(試験事務を取り扱う事務所の所在地については、関係委任都道府県知事)に、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を届け出なければならない。

《追加》平 11 法 087

- 3 委任都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

《追加》平 11 法 087

(役員を選任及び解任)

第4条の5 指定試験機関の役員を選任及び解任は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

【則】第2条の4

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

- 2 総務大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第4条の8第1項の試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適當な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

(試験委員)

第4条の6 指定試験機関は、総務省令で定める要件を備える者のうちから行政書士試験委員(以下「試験委員」という。)を選任し、試験の問題の作成及び採点を行わせなければならない。

【則】第2条の5

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

2 指定試験機関は、試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

【則】第2条の6

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

3 前条第2項の規定は、試験委員の解任について準用する。

《追加》平 11 法 087

(指定試験機関の役員等の秘密を守る義務等)

第4条の7 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。第3項において同

じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

《追加》平 11 法 087

2 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

《追加》平 11 法 087

3 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

《追加》平 11 法 087

(試験事務規程)

第4条の8 指定試験機関は、総務省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

【則】第2条の7、第2条の8

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

- 2 指定試験機関は、前項後段の規定により試験事務規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

《追加》平 11 法 087

- 3 総務大臣は、第1項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不相当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

(事業計画等)

- 第4条の9** 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第4条第1項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

【則】第2条の9

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

- 2 指定試験機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

《追加》平 11 法 087

- 3 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に、総務大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

(試験事務に関する帳簿の備付け及び保存)

第4条の10 指定試験機関は、総務省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

【則】第2条の10

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

(監督命令等)

第4条の11 総務大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

《追加》平 11 法 087

(報告の徴収及び立入検査)

第4条の12 総務大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

《追加》平 11 法 087

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

《追加》平 11 法 087

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

《追加》平 11 法 087

(試験事務の休廃止)

第4条の13 指定試験機関は、総務大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

【則】第2条の12

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

2 総務大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

3 総務大臣は、第1項の規定による許可をしようとするときは、関係委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

4 総務大臣は、第1項の規定による許可をしたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

(指定の取消し等)

第4条の14 総務大臣は、指定試験機関が第4条の2第2項第1号又は第3号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

2 総務大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1. 第4条の2第1項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。
2. 第4条の6第1項、第4条の9第1項若しくは第3項、第4条の10 又は前条第1項の規定に違反したとき。
3. 第4条の5第2項(第4条の6第3項において準用する場合を含む。)、第4条の8第3項又は第4条の11 第1項の規定による命令に違反したとき。
4. 第4条の8第1項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。
5. 不正な手段により第4条第1項の規定による指定を受けたとき。

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

3 総務大臣は、前2項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

(委任の撤回の通知等)

第4条の15 委任都道府県知事は、指定試験機関に試験事務を行わせないこととするときは、その3月前までに、その旨を指定試験機関に通知しなければならない。

《追加》平 11 法 087

2 委任都道府県知事は、指定試験機関に試験事務を行わせないこととしたときは、その旨を、総務大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

(委任都道府県知事による試験事務の実施)

第4条の16 委任都道府県知事は、指定試験機関が第4条の13 第1項の規定により試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、総務大臣が第4条の14 第2項の規定により指

定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において総務大臣が必要があると認めるときは、第4条第3項の規定にかかわらず、当該試験事務の全部又は一部を行うものとする。

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

- 2 総務大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により試験事務を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により試験事務を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

- 3 委任都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

《追加》平 11 法 087

(試験事務の引継ぎ等に関する総務省令への委任)

第4条の 17 前条第1項の規定により委任都道府県知事が試験事務を行うこととなつた場合、総務大臣が第4条の 13 第1項の規定により試験事務の廃止を許可し、若しくは第4条の 14 第1項若しくは第2項の規定により指定を取り消した場合又は委任都道府県知事が指定試験機関に試験事務を行わせないこととした場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

【則】第2条の 13

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第4条の 18 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、総務大臣に対し、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)による審査請求をすることができる。

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

(手数料)

第4条の19 都道府県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき行政書士試験に係る手数料を徴収する場合には、第4条第1項の規定により指定試験機関が行う行政書士試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

《追加》平 11 法 087

第5条 削除

《削除》平 15 法 131

最初

第3章 登録

《章名追加》平 15 法 131

(登録)

第6条 行政書士となる資格を有する者が、行政書士となるには、行政書士名簿に、住所、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他日本行政書士会連合会の会則で定める事項の登録を受けなければならない。

《改正》平 15 法 131

- 2 行政書士名簿は、日本行政書士会連合会に備える。
- 3 行政書士名簿の登録は、日本行政書士会連合会が行う。

(登録の申請及び決定)

第6条の2 前条第1項の規定による登録を受けようとする者は、行政書士となる資格を有することを証する書類を添えて、日本行政書士会連合会に対し、その事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会を經由して、登録の申請をしなければならない。

《改正》平 15 法 131

- 2 日本行政書士会連合会は、前項の規定による登録の申請を受けた場合において、当該申請者が行政書士となる資格を有し、かつ、次の各号に該当しない者であると認めるときは行政書士名簿に登録し、当該申請者が行政書士となる資格を有せず、又は次の各号の一に該当する者であると認めるときは登録を拒否しなければならない。この場合において、登録を拒否しようとするときは、第 18 条の 4 に規定する資格審査会の議決に基づいてしなければならない。
1. 心身の故障により行政書士の業務を行うことができない者
 2. 行政書士の信用又は品位を害するおそれがある者その他行政書士の職責に照らし行政書士としての適格性を欠く者
- 3 日本行政書士会連合会は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。
- 4 日本行政書士会連合会は、第 2 項の規定により登録をしたときは当該申請者に行政書士証票を交付し、同項の規定により登録を拒否したときはその旨及びその理由を当該申請者に書面により通知しなければならない。

《改正》平 13 法 077

(登録を拒否された場合等の審査請求)

- 第 6 条の 3** 前条第 2 項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、総務大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

《改正》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

- 2 前条第 1 項の規定による登録の申請をした者は、当該申請をした日から 3 月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、総務大臣に対して前項の審査請求をすることができる。この場合においては、審査請求があつた日に日本行政書士会連合会が同条第 2 項の規定により当該登録を拒否したものとみなす。

《改正》平 11 法 160

- 3 前2項の規定による審査請求が理由があるときは、総務大臣は、日本行政書士会連合会に対して相当の処分をすべき旨を命じなければならない。

《改正》平 11 法 160

(変更登録)

- 第6条の4** 行政書士は、第6条第1項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく、所属する行政書士会を經由して、日本行政書士会連合会に変更の登録を申請しなければならない。

(登録の取消し)

- 第6条の5** 日本行政書士会連合会は、行政書士の登録を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該登録を受けたことが判明したときは、当該登録を取り消さなければならない。

- 2 日本行政書士会連合会は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該処分を受ける者に書面により通知しなければならない。

- 3 第6条の2第2項後段並びに第6条の3第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による登録の取消しに準用する。

(登録の抹消)

- 第7条** 日本行政書士会連合会は、行政書士の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を抹消しなければならない。

1. 第2条の2第2号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事由の一に該当するに至ったとき。
2. その業を廃止しようとする旨の届出があつたとき。
3. 死亡したとき。
4. 前条第1項の規定による登録の取消しの処分を受けたとき。

《改正》平9法 084

《改正》平 15 法 131

《改正》平 20 法 003

2 日本行政書士会連合会は、行政書士の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を抹消することができる。

1. 引き続き2年以上行政書士の業務を行わないとき。
2. 心身の故障により行政書士の業務を行うことができないとき。

《改正》平 11 法 151

3 第6条の2第2項後段、第6条の3第1項及び第3項並びに前条第2項の規定は、前項の規定による登録の抹消に準用する。

(行政書士証票の返還)

第7条の2 行政書士の登録が抹消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、行政書士証票を日本行政書士会連合会に返還しなければならない。行政書士が第14条の規定により業務の停止の処分を受けた場合においても、また同様とする。

《追加》平 13 法 077

《改正》平 15 法 131

2 日本行政書士会連合会は、前項後段の規定に該当する行政書士が、行政書士の業務を行うことができることとなつたときは、その申請により、行政書士証票をその者に再交付しなければならない。

《追加》平 13 法 077

(登録の細目)

第7条の3 この法律に定めるもののほか、登録の申請、登録の取消し、登録の抹消、行政書士名簿、行政書士証票その他登録に関し必要な事項は、日本行政書士会連合会の会則で定める。

最初

第4章 行政書士の義務

《章名追加》平 15 法 131

(事務所)

第8条 行政書士(行政書士の使用人である行政書士又は行政書士法人の社員若しくは使用人である行政書士(第3項において「使用人である行政書士等」という。)を除く。次項、次条、第10条の2及び第11条において同じ。)は、その業務を行うための事務所を設けなければならない。

《改正》平15法131

- 2 行政書士は、前項の事務所を2以上設けてはならない。
- 3 使用人である行政書士等は、その業務を行うための事務所を設けてはならない。

《追加》平15法131

(帳簿の備付及び保存)

第9条 行政書士は、その業務に関する帳簿を備え、これに事件の名称、年月日、受けた報酬の額、依頼者の住所氏名その他都道府県知事の定める事項を記載しなければならない。

- 2 行政書士は、前項の帳簿をその関係書類とともに、帳簿閉鎖の時から2年間保存しなければならない。行政書士でなくなつたときも、また同様とする。

(行政書士の責務)

第10条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(報酬の額の掲示等)

第10条の2 行政書士は、その事務所の見やすい場所に、その業務に関し受ける報酬の額を掲示しなければならない。

【則】第3条の2

《改正》平11法087

- 2 行政書士会及び日本行政書士会連合会は、依頼者の選択及び行政書士の業務の利便に資するため、行政書士がその業務に関し受ける報酬の額について、統計を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

《追加》平11法087

(依頼に応ずる職務)

第 11 条 行政書士は、正当な事由がある場合でなければ、依頼を拒むことができない。

(秘密を守る義務)

第 12 条 行政書士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱った事項について知り得た

秘密を漏らしてはならない。行政書士でなくなつた後も、また同様とする。

(会則の遵守義務)

第 13 条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を

守らなければならない。

《追加》平 15 法 131

(研修)

第 13 条の 2 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会が実

施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

《追加》平 15 法 131

最初

第 5 章 行政書士法人

《1 章追加》平 15 法 131

(設立)

第 13 条の 3 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書士法人(第 1 条の 2 及び第

1 条の 3 に規定する業務を組織的に行うことを目的として、行政書士が共同して設立し

た法人をいう。以下同じ。)を設立することができる。

《追加》平 15 法 131

(名称)

第 13 条の 4 行政書士法人は、その名称中に行政書士法人という文字を使用しなけれ

ばならない。

《追加》平 15 法 131

(社員の資格)

第 13 条の 5 行政書士法人の社員は、行政書士でなければならない。

《追加》平 15 法 131

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

1. 第 14 条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者
2. 第 14 条の2第1項の規定により行政書士法人が解散又は業務の全部の停止の処分を受けた場合において、その処分を受けた日以前 30 日以内にその社員であつた者でその処分を受けた日から3年(業務の全部の停止の処分を受けた場合にあつては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの

《追加》平 15 法 131

《改正》平 20 法 003

(業務の範囲)

第 13 条の6 行政書士法人は、第1条の2及び第1条の3に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうちこれらの条に規定する業務に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。ただし、当該総務省令で定める業務を行うことができる行政書士に関し法令上の制限がある場合における当該業務(以下「特定業務」という。)については、社員のうちに当該特定業務を行うことができる行政書士がある行政書士法人に限り、行うことができる。

【則】第 12 条の2

《追加》平 15 法 131

(登記)

第 13 条の7 行政書士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

《追加》平 15 法 131

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

《追加》平 15 法 131

(設立の手續)

第 13 条の8 行政書士法人を設立するには、その社員となろうとする行政書士が、共同して定款を定めなければならない。

《追加》平 15 法 131

2 会社法(平成17年法律第86号)第30条第1項の規定は、行政書士法人の定款について準用する。

《追加》平15法131

《改正》平17法087

3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 目的

2. 名称

3. 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

4. 社員の氏名、住所及び特定業務を行うことを目的とする行政書士法人にあつては、当該特定業務を行うことができる行政書士である社員(以下「特定社員」という。)であるか否かの別

5. 社員の出資に関する事項

《追加》平15法131

(成立の時期)

第13条の9 行政書士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

《追加》平15法131

(成立の届出等)

第13条の10 行政書士法人は、成立したときは、成立の日から2週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会(以下「主たる事務所の所在地の行政書士会」という。)を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。

《追加》平15法131

《改正》平16法124

2 日本行政書士会連合会は、その会則の定めるところにより、行政書士法人名簿を作成し、その事務所に備えて置かなければならない。

《追加》平15法131

(定款の変更)

第13条の11 行政書士法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によつて、定款の変更をすることができる。

《追加》平 17 法 087

- 2 行政書士法人は、定款を変更したときは、変更の日から2週間以内に、変更に係る事項を、主たる事務所の所在地の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。

《追加》平 15 法 131

(業務を執行する権限)

- 第 13 条の 12** 行政書士法人の社員は、定款で別段の定めがある場合を除き、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。

《追加》平 15 法 131

- 2 特定業務を行うことを目的とする行政書士法人における当該特定業務については、前項の規定にかかわらず、当該特定業務に係る特定社員のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

《追加》平 15 法 131

(法人の代表)

- 第 13 条の 13** 行政書士法人の業務を執行する社員は、各自行政書士法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、業務を執行する社員のうち特に行政書士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

《追加》平 15 法 131

- 2 特定業務を行うことを目的とする行政書士法人における当該特定業務については、前項本文の規定にかかわらず、当該特定業務に係る特定社員のみが各自行政書士法人を代表する。ただし、当該特定社員の全員の同意によつて、当該特定社員のうち特に当該特定業務について行政書士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

《追加》平 15 法 131

- 3 行政書士法人を代表する社員は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

《追加》平 18 法 050

(社員の常駐)

第 13 条の 14 行政書士法人は、その事務所に、当該事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員である社員を常駐させなければならない。

《追加》平 15 法 131

(特定業務の取扱い)

第 13 条の 15 特定業務を行うことを目的とする行政書士法人は、当該特定業務に係る特定社員が常駐していない事務所においては、当該特定業務を取り扱うことができない。

《追加》平 15 法 131

(社員の競業の禁止)

第 13 条の 16 行政書士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその行政書士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の行政書士法人の社員となつてはならない。

《追加》平 15 法 131

2 行政書士法人の社員が前項の規定に違反して自己又は第三者のためにその行政書士法人の業務の範囲に属する業務を行つたときは、当該業務によつて当該社員又は第三者が得た利益の額は、行政書士法人に生じた損害の額と推定する。

《追加》平 17 法 087

(行政書士の義務に関する規定の準用)

第 13 条の 17 第 8 条第 1 項、第 9 条から第 11 条まで及び第 13 条の規定は、行政書士法人について準用する。

《追加》平 15 法 131

(法定脱退)

第 13 条の 18 行政書士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

1. 行政書士の登録の抹消
2. 定款に定める理由の発生
3. 総社員の同意
4. 第 13 条の 5 第 2 項各号のいずれかに該当することとなつたこと。

5. 除名

《追加》平 15 法 131

(解散)

第 13 条の 19 行政書士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

1. 定款に定める理由の発生
2. 総社員の同意
3. 他の行政書士法人との合併
4. 破産手続開始の決定
5. 解散を命ずる裁判
6. 第 14 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による解散の処分

《追加》平 15 法 131

《改正》平 16 法 076

《改正》平 17 法 087

- 2 行政書士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が 1 人になり、そのなつた日から引き続き 6 月間その社員が 2 人以上にならなかつた場合においても、その 6 月を経過した時に解散する。

《追加》平 15 法 131

- 3 行政書士法人は、第 1 項第 3 号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から 2 週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。

《追加》平 15 法 131

(裁判所による監督)

第 13 条の 19 の 2 行政書士法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

《追加》平 18 法 050

- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

《追加》平 18 法 050

- 3 行政書士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、行政書士法人を監督する都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

《追加》平 18 法 050

4 前項に規定する都道府県知事は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

《追加》平 18 法 050

(解散及び清算の監督に関する事件の管轄)

第 13 条の 19 の 3 行政書士法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

《追加》平 18 法 050

(検査役の選任)

第 13 条の 19 の 4 裁判所は、行政書士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

《追加》平 18 法 050

2 前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

《追加》平 18 法 050

3 裁判所は、第1項の検査役を選任した場合には、行政書士法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該行政書士法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

《追加》平 18 法 050

4 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

《追加》平 18 法 050

(合併)

第 13 条の 20 行政書士法人は、総社員の同意があるときは、他の行政書士法人と合併することができる。

《追加》平 15 法 131

2 合併は、合併後存続する行政書士法人又は合併により設立する行政書士法人が、その主たる事務所の所在地において登記することによつて、その効力を生ずる。

《追加》平 15 法 131

《改正》平 17 法 087

3 行政書士法人は、合併したときは、合併の日から2週間以内に、登記事項証明書(合併により設立する行政書士法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し)を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の行政書士会を經由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。

《追加》平 15 法 131

《改正》平 16 法 124

《改正》平 17 法 087

4 合併後存続する行政書士法人又は合併により設立する行政書士法人は、当該合併により消滅する行政書士法人の権利義務を承継する。

《追加》平 17 法 087

(債権者の異議等)

第 13 条の 20 の 2 合併をする行政書士法人の債権者は、当該行政書士法人に対し、合併について異議を述べることができる。

《追加》平 17 法 087

2 合併をする行政書士法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第3号の期間は、1月を下ることができない。

1. 合併をする旨

2. 合併により消滅する行政書士法人及び合併後存続する行政書士法人又は合併により設立する行政書士法人の名称及び主たる事務所の所在地

3. 債権者が一定の期間内に異議を述べる旨

《追加》平 17 法 087

3 前項の規定にかかわらず、合併をする行政書士法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第6項において準用する会社法第 939 条第1項の規定による定款の定めに従い、同項第2号又は第3号に掲げる方法によりするとき、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

《追加》平 17 法 087

4 債権者が第2項第3号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

《追加》平 17 法 087

5 債権者が第2項第3号の期間内に異議を述べたときは、合併をする行政書士法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和 18 年法律第 43 号)第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。)をいう。)に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

《追加》平 17 法 087

6 会社法第 939 条第1項(第2号及び第3号に係る部分に限る。)及び第3項、第 940 条第1項(第3号に係る部分に限る。)及び第3項、第 941 条、第 946 条、第 947 条、第 951 条第2項、第 953 条並びに第 955 条の規定は、行政書士法人が第2項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第 939 条第1項及び第3項中「公告方法」とあるのは「合併の公告の方法」と、同法第 946 条第3項中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

《追加》平 17 法 087

(合併の無効の訴え)

第 13 条の 20 の 3 会社法第 828 条第1項(第7号及び第8号に係る部分に限る。)及び第2項(第7号及び第8号に係る部分に限る。)、第 834 条(第7号及び第8号に係る部分に限る。)、第 835 条第1項、第 836 条第2項及び第3項、第 837 条から第 839 条まで、第 843 条(第1項第3号及び第4号並びに第2項ただし書を除く。)並びに第 846 条の規定は行政書士法人の合併の無効の訴えについて、同法第 868 条第5項、第 870 条(第 15 号に係る部分に限る。)、第 871 条本文、第 872 条(第4号に係る部分に限る。)、第 873 条本

文、第 875 条及び第 876 条の規定はこの条において準用する同法第 843 条第 4 項の申立てについて、それぞれ準用する。

《追加》平 17 法 087

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第 13 条の 21 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)

第 4 条並びに会社法第 600 条、第 614 条から第 619 条まで、第 621 条及び第 622 条の規定は行政書士法人について、同法第 580 条第 1 項、第 581 条、第 582 条、第 585 条第 1 項及び第 4 項、第 586 条、第 593 条、第 595 条、第 596 条、第 599 条第 4 項及び第 5 項、第 601 条、第 605 条、第 606 条、第 609 条第 1 項及び第 2 項、第 611 条(第 1 項ただし書を除く。)、第 612 条並びに第 613 条の規定は行政書士法人の社員について、同法第 589 条第 1 項の規定は行政書士法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第 859 条から第 862 条までの規定は行政書士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第 613 条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第 615 条第 1 項、第 617 条第 1 項及び第 2 項並びに第 618 条第 1 項第 2 号中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同法第 617 条第 3 項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録(行政書士法第 1 条の 2 第 1 項に規定する電磁的記録をいう。次条第 1 項第 2 号において同じ。)」と、同法第 859 条第 2 号中「第 594 条第 1 項(第 598 条第 2 項において準用する場合を含む。)」とあるのは「行政書士法第 13 条の 16 第 1 項」と読み替えるものとする。

【則】第 12 条の 2 の 2、第 12 条の 2 の 3、第 12 条の 2 の 4

《全改》平 17 法 087

《改正》平 18 法 050

- 2 会社法第 644 条(第 3 号を除く。)、第 645 条から第 649 条まで、第 650 条第 1 項及び第 2 項、第 651 条第 1 項及び第 2 項(同法第 594 条の準用に係る部分を除く。)、第 652 条、第 653 条、第 655 条から第 659 条まで、第 662 条から第 664 条まで、第 666 条から第 673 条まで、第 675 条、第 863 条、第 864 条、第 868 条第 1 項、第 869 条、第 870 条(第 2 号及び第 3 号に

係る部分に限る。)、第 871 条、第 872 条(第 4 号に係る部分に限る。)、第 874 条(第 1 号及び第 4 号に係る部分に限る。)、第 875 条並びに第 876 条の規定は、行政書士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第 644 条第 1 号中「第 641 条第 5 号」とあるのは「行政書士法第 13 条の 19 第 1 項第 3 号」と、同法第 647 条第 3 項中「第 641 条第 4 号又は第 7 号」とあるのは「行政書士法第 13 条の 19 第 1 項第 5 号若しくは第 6 号又は第 2 項」と、同法第 658 条第 1 項及び第 669 条中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同法第 668 条第 1 項及び第 669 条中「第 641 条第 1 号から第 3 号まで」とあるのは「行政書士法第 13 条の 19 第 1 項第 1 号又は第 2 号」と、同法第 670 条第 3 項中「第 939 条第 1 項」とあるのは「行政書士法第 13 条の 20 の 2 第 6 項において準用する第 939 条第 1 項」と、同法第 673 条第 1 項中「第 580 条」とあるのは「行政書士法第 13 条の 21 第 1 項において準用する第 580 条第 1 項」と読み替えるものとする。

【則】第 12 条の 2 の 5、第 12 条の 2 の 6

《全改》平 17 法 087

《改正》平 18 法 050

- 3 会社法第 824 条、第 826 条、第 868 条第 1 項、第 870 条(第 13 号に係る部分に限る。)、第 871 条本文、第 872 条(第 4 号に係る部分に限る。)、第 873 条本文、第 875 条、第 876 条、第 904 条及び第 937 条第 1 項(第 3 号ロに係る部分に限る。)の規定は行政書士法人の解散の命令について、同法第 825 条、第 868 条第 1 項、第 870 条(第 2 号に係る部分に限る。)、第 871 条、第 872 条(第 1 号及び第 4 号に係る部分に限る。)、第 873 条、第 874 条(第 2 号及び第 3 号に係る部分に限る。)、第 875 条、第 876 条、第 905 条及び第 906 条の規定はこの項において準用する同法第 824 条第 1 項の申立てがあつた場合における行政書士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

《全改》平 17 法 087

《改正》平 18 法 050

4 会社法第828条第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第2項(第1号に係る部分に限る。)、第834条(第1号に係る部分に限る。)、第835条第1項、第837条から第839条まで並びに第846条の規定は、行政書士法人の設立の無効の訴えについて準用する。

《全改》平17法087

5 会社法第833条第2項、第834条(第21号に係る部分に限る。)、第835条第1項、第837条、第838条、第846条及び第937条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定は、行政書士法人の解散の訴えについて準用する。

《全改》平17法087

《改正》平18法050

6 清算が終了したときは、清算人は、その旨を日本行政書士会連合会に届け出なければならぬ。

《全改》平18法050

《1項削除》平18法050

7 破産法(平成16年法律第75号)第16条の規定の適用については、行政書士法人は、合名会社とみなす。

《全改》平17法087

最初

第6章 監督

《章名追加》平15法131

(立入検査)

第13条の22 都道府県知事は、必要があると認めるときは、日没から日出までの時間を除き、当該職員に行政書士又は行政書士法人の事務所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を検査させることができる。

《改正》平 15 法 131

《改正》平 16 法 150

《改正》平 18 法 053

- 2 前項の場合においては、都道府県知事は、当該職員にその身分を証明する証票を携帯させなければならない。

《改正》平 18 法 053

- 3 当該職員は、第1項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する証票を関係者に呈示しなければならない。

《改正》平 18 法 053

- 4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(行政書士に対する懲戒)

第 14 条 行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。

1. 戒告
2. 2年以内の業務の停止
3. 業務の禁止

《改正》平 15 法 131

《改正》平 20 法 003

《3項削除》平 15 法 131

(行政書士法人に対する懲戒)

第 14 条の2 行政書士法人が、この法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は運営が著しく不当と認められるときは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、当該行政書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。

1. 戒告
2. 2年以内の業務の全部又は一部の停止
3. 解散

《追加》平 15 法 131

《改正》平 20 法 003

2 行政書士法人が、この法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は運営が著しく不当と認められるときは、その従たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、当該行政書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。ただし、当該違反等が当該従たる事務所に関するものであるときに限る。

1. 戒告

2. 当該都道府県の区域内にある当該行政書士法人の事務所についての2年以内の業務の全部又は一部の停止

《追加》平 15 法 131

《改正》平 20 法 003

3 都道府県知事は、前2項の規定による処分を行ったときは、総務省令で定めるところにより、当該行政書士法人の他の事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

《追加》平 15 法 131

4 第1項又は第2項の規定による処分の手続に付された行政書士法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。

《追加》平 15 法 131

5 第1項又は第2項の規定は、これらの項の規定により行政書士法人を処分する場合において、当該行政書士法人の社員につき前条に該当する事実があるときは、その社員である行政書士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

《追加》平 15 法 131

(懲戒の手続)

第 14 条の 3 何人も、行政書士又は行政書士法人について第 14 条又は前条第1項若しくは第2項に該当する事実があると思料するときは、当該行政書士又は当該行政書士

法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。

【則】第 12 条の5

《追加》平 15 法 131

- 2 前項の規定による通知があつたときは、同項の都道府県知事は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。

《追加》平 15 法 131

- 3 都道府県知事は、第 14 条第2号又は前条第1項第2号若しくは第2項第2号の処分をしようとするときは、行政手続法第 13 条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

《追加》平 15 法 131

《改正》平 20 法 003

- 4 前項に規定する処分又は第 14 条第3号若しくは前条第1項第3号の処分に係る行政手続法第 15 条第1項の通知は、聴聞の期日の1週間前までにしなければならない。

《追加》平 15 法 131

- 5 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

《追加》平 15 法 131

(登録の抹消の制限等)

- 第 14 条の4** 都道府県知事は、行政書士に対し第 14 条第2号又は第3号に掲げる処分をしようとする場合においては、行政手続法第 15 条第1項の通知を発送し、又は同条第3項前段の掲示をした後直ちに日本行政書士会連合会にその旨を通知しなければならない。

《追加》平 15 法 131

- 2 日本行政書士会連合会は、行政書士について前項の通知を受けた場合においては、都道府県知事から第 14 条第2号又は第3号に掲げる処分の手続が終了した旨の通知を受けるまでは、当該行政書士について第7条第1項第2号又は第2項各号の規定による登録の抹消をすることができない。

《追加》平 15 法 131

(懲戒処分^の公告)

第 14 条の 5 都道府県知事は、第 14 条又は第 14 条の 2 の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県の公報をもつて公告しなければならない。

《追加》平 15 法 131

最初

第 7 章 行政書士会及び日本行政書士会連合会

《章名追加》平 15 法 131

(行政書士会)

第 15 条 行政書士は、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、一箇の行政書士会を設立しなければならない。

2 行政書士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

《改正》平 15 法 131

3 行政書士会は、法人とする。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 4 条及び第 78 条の規定は、行政書士会に準用する。

《改正》平 11 法 087

《改正》平 18 法 050

(行政書士会の会則)

第 16 条 行政書士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

1. 名称及び事務所の所在地
2. 役員に関する規定
3. 入会及び退会に関する規定
4. 会議に関する規定
5. 会員の品位保持に関する規定
6. 会費に関する規定
7. 資産及び会計に関する規定

8. 行政書士の研修に関する規定
9. その他重要な会務に関する規定

《改正》平 11 法 087

《改正》平 15 法 131

(会則の認可)

第 16 条の 2 行政書士会の会規を定め、又はこれを変更するには、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、行政書士会の事務所の所在地その他の総務省令で定める事項に係る会則の変更については、この限りでない。

【則】第 16 条

《改正》平 11 法 160

(行政書士会の登記)

第 16 条の 3 行政書士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

- 2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(行政書士会の役員)

第 16 条の 4 行政書士会に、会長、副会長及び会則で定めるその他の役員を置く。

- 2 会長は、行政書士会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

(行政書士の入会及び退会)

第 16 条の 5 行政書士は、第 6 条の 2 第 2 項の規定による登録を受けた時に、当然、その事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる。

《改正》平 15 法 131

- 2 行政書士は、他の都道府県の区域内に事務所を移転したときは、その移転があつたときに、当然、従前の行政書士会を退会し、当該都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる。

3 行政書士は、第7条第1項各号の一に該当するに至ったとき又は同条第2項の規定により登録を抹消されたときは、その時に、当然、その所属する行政書士会を退会する。
(行政書士法人の入会及び退会)

第16条の6 行政書士法人は、その成立の時に、主たる事務所の所在地の行政書士会の会員となる。

《全改》平 15 法 131

2 行政書士法人は、その事務所の所在地の属する都道府県の区域外に事務所を設け、又は移転したときは、事務所の新所在地においてその旨の登記をした時に、当該事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる。

《全改》平 15 法 131

3 行政書士法人は、その事務所の移転又は廃止により、当該事務所の所在地の属する都道府県の区域内に事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地においてその旨の登記をした時に、当該都道府県の区域に設立されている行政書士会を退会する。

《全改》平 15 法 131

4 行政書士法人は、第2項の規定により新たに行政書士会の会員となつたときは、会員となつた日から2週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、当該行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。

《全改》平 15 法 131

《改正》平 16 法 124

5 行政書士法人は、第3項の規定により行政書士会を退会したときは、退会の日から2週間以内に、その旨を、当該行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。

《全改》平 15 法 131

6 行政書士法人は、解散した時に、その所属するすべての行政書士会を退会する。

《全改》平 15 法 131

(行政書士会の報告義務)

第 17 条 行政書士会は、毎年1回、会員に関し総務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

【則】第 17 条の2

《追加》平 11 法 087

《改正》平 15 法 131

2 行政書士会は、会員が、この法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したと認めるときは、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

《改正》平 11 法 087

(日本行政書士会連合会)

第 18 条 全国の行政書士会は、会則を定めて、日本行政書士会連合会を設立しなければならない。

2 日本行政書士会連合会は、行政書士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、行政書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに行政書士の登録に関する事務を行うことを目的とする。

《改正》平 15 法 131

(日本行政書士会連合会の会則)

第 18 条の2 日本行政書士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

1. 第 16 条第1号、第2号及び第4号から第8号までに掲げる事項
2. 行政書士の登録に関する規定
3. 資格審査会に関する規定
4. その他重要な会務に関する規定

《改正》平 11 法 087

《改正》平 15 法 131

第 18 条の3 削除

《削除》平 15 法 131

(資格審査会)

第 18 条の 4 日本行政書士会連合会に、資格審査会を置く。

2 資格審査会は、日本行政書士会連合会の請求により、第6条の2第2項の規定による登録の拒否、第6条の5第1項の規定による登録の取消し又は第7条第2項の規定による登録の抹消について必要な審査を行うものとする。

3 資格審査会は、会長及び委員4人をもつて組織する。

4 会長は、日本行政書士会連合会の会長をもつて充てる。

5 委員は、会長が、総務大臣の承認を受けて、行政書士、総務省の職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

《改正》平 11 法 160

6 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に規定するもののほか、資格審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、総務省令で定める。

《改正》平 11 法 160

(行政書士会に関する規定の準用)

第 18 条の 5 第 15 条第3項及び第4項並びに第 16 条の2から第 16 条の4までの規定は、日本行政書士会連合会に準用する。この場合において、第 16 条の2中「都道府県知事」とあるのは、「総務大臣」と読み替えるものとする。

《改正》平 11 法 160

(監督)

第 18 条の 6 都道府県知事は行政書士会につき、総務大臣は日本行政書士会連合会につき、必要があると認めるときは、報告を求め、又はその行なう業務について勧告することができる。

《改正》平 11 法 160

最初

第8章 雑 則

《章名追加》平 15 法 131

(業務の制限)

第 19 条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第1条の2に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

【則】第 20 条

《改正》平9法 084

《改正》平 14 法 152

《改正》平 15 法 131

2 総務大臣は、前項に規定する総務省令を定めるときは、あらかじめ、当該手続に係る法令を所管する国務大臣の意見を聴くものとする。

《追加》平 14 法 152

《1項削除》平 15 法 131

(名称の使用制限)

第 19 条の2 行政書士でない者は、行政書士又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

《追加》平 15 法 131

2 行政書士法人でない者は、行政書士法人又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

《追加》平 15 法 131

3 行政書士会又は日本行政書士会連合会でない者は、行政書士会若しくは日本行政書士会連合会又はこれらと紛らわしい名称を用いてはならない。

《追加》平 15 法 131

(行政書士の使用人等の秘密を守る義務)

第 19 条の 3 行政書士又は行政書士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士又は行政書士法人の使用人その他の従業者でなくなつた後も、また同様とする。

《追加》平 15 法 131

(資質向上のための援助)

第 19 条の 4 総務大臣は、行政書士の資質の向上を図るため、講習会の開催、資料の提供その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

《改正》平 11 法 160

(総務省令への委任)

第 20 条 この法律に定めるもののほか、行政書士又は行政書士法人の業務執行、行政書士会及び日本行政書士会連合会に関し必要な事項は、総務省令で定める。

《改正》平 11 法 160

《改正》平 15 法 131

最初

第9章 罰 則

《章名追加》平 15 法 131

第 20 条の 2 第4条の7第1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

《追加》平 11 法 087

《改正》平 15 法 131

第 20 条の 3 第4条の 14 第2項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

《追加》平 11 法 087

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

1. 行政書士となる資格を有しない者で、日本行政書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして行政書士名簿に登録させたもの

2. 第19条第1項の規定に違反した者

《全改》平9法 084

《改正》平 15 法 131

《改正》平 20 法 003

第22条 第12条又は第19条の3の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

《改正》平9法 084

《改正》平 15 法 131

《改正》平 20 法 003

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第22条の2 第4条の7第2項の規定に違反して不正の採点をした者は、30万円以下の罰金に処する。

《追加》平 11 法 087

第22条の3 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

1. 第4条の10の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

2. 第4条の12第1項又は第2項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

3. 第4条の13第1項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。

《追加》平 11 法 087

《改正》平 15 法 131

第 22 条の 4 第 19 条の 2 の規定に違反した者は、100 万円以下の罰金に処する。

《追加》平 9 法 084

《改正》平 14 法 152

《改正》平 15 法 131

《改正》平 20 法 003

第 23 条 第 9 条又は第 11 条の規定に違反した者は、100 万円以下の罰金に処する。

《追加》平 15 法 131

《改正》平 20 法 003

2 行政書士法人が第 13 条の 17 において準用する第 9 条又は第 11 条の規定に違反したときは、その違反行為をした行政書士法人の社員は、100 万円以下の罰金に処する。

《追加》平 15 法 131

《改正》平 20 法 003

第 23 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

1. 第 13 条の 20 の 2 第 6 項において準用する会社法第 955 条第 1 項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者
2. 第 13 条の 22 第 1 項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

《全改》平 16 法 087

《改正》平 17 法 087

《改正》平 18 法 053

第 23 条の 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第 1 号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

《追加》平 16 法 087

第 24 条 行政書士会又は日本行政書士会連合会が第 16 条の 3 第 1 項(第 18 条の 5 において準用する場合を含む。)の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠つたと

きは、その行政書士会又は日本行政書士会連合会の代表者は、30万円以下の過料に処する。

《改正》平9法 084

第 25 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の過料に処する。

1. 第 13 条の 20 の 2 第 6 項において準用する会社法第 946 条第 3 項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
2. 正当な理由がないのに、第 13 条の 20 の 2 第 6 項において準用する会社法第 951 条第 2 項各号又は第 955 条第 2 項各号に掲げる請求を拒んだ者

《全改》平 17 法 087

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、行政書士法人の社員又は清算人は、30万円以下の過料に処する。

1. この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠ったとき。
2. 第 13 条の 20 の 2 第 2 項又は第 5 項の規定に違反して合併をしたとき。
3. 第 13 条の 20 の 2 第 6 項において準用する会社法第 941 条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。
4. 定款又は第 13 条の 21 第 1 項において準用する会社法第 615 条第 1 項の会計帳簿若しくは第 13 条の 21 第 1 項において準用する同法第 617 条第 1 項若しくは第 2 項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
5. 第 13 条の 21 第 2 項において準用する会社法第 656 条第 1 項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠ったとき。
6. 第 13 条の 21 第 2 項において準用する会社法第 664 条の規定に違反して財産を分配したとき。
7. 第 13 条の 21 第 2 項において準用する会社法第 670 条第 2 項又は第 5 項の規定に違反して財産を処分したとき。

《全改》平 17 法 087